

府子本第559号
子保発0808第1号
平成29年8月8日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局長

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、「保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について（依頼）」（平成29年3月31日事務連絡）により、申請者勤務先の人事担当者による就労を証明する書類（以下「就労証明書」という。）記載作業の負荷軽減のため、各市区町村において、電子入力に対応した就労証明書の様式の作成に係る御検討のお願いをさせていただきました。

また、併せて、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について（照会）」（平成29年4月24日事務連絡）により、就労証明書に必要な項目を絞り込み、かつ、用語の定義を統一した標準的様式案をお示しした上で、各市区町村から御意見をいただいたところです。

このたび、各市区町村からいただいた御意見を踏まえて、就労証明書の標準様式の見直しを行い、別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管内の市区町村に下記のとおり御周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 様式記載項目の標準化について

(1) 就労証明書の標準的様式

各市区町村の御意見を参考にさせていただき、別添1「就労証明書の標準的様式」（以下「標準的様式」という。）のとおり取りまとめました。

今回お示した標準的様式により、全ての市区町村の状況を網羅できるわけではありませんが、企業において、記載内容の異なる複数種類の就労証明書を、限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっている背景を踏まえ、できる限り御活用いただくようお願いします。

支給認定及び利用調整の事務手続きについて、各市区町村における独自の運用がありますので、項目の必要性と企業の負担を十分に精査した上で、標準的様式の項目を加除修正することは、差し支えありませんが、精査した理由等について、企業から求められた場合は、御対応いただくよう、お願いします。

なお、標準的様式は電子的に編集可能な形で提供しておりますが、手書き用の様式として使用いただくことも想定しています。各市町村におかれましては、その点を踏まえて運用いただくよう併せてお願いします。

(2) 記入要領

標準的様式に沿って、別添2「記入要領」を作成しましたので、様式と併せて御活用ください。

(3) 意見概要

先般の調査において各市区町村からいただいた意見とそれに対する回答について、別添3「意見概要」にまとめましたので、御参照ください。

(4) その他

本証明書をもって、休業証明書や復職証明書等の他の証明書類と兼ねていただくなど、できる限りの活用をお願いします。また、マイナポータルの子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）において既存の就労証明書を登録している場合は、登録様式の変更を行っていただくよう併せてお願いします。

2. フォローアップ調査の実施について

今回の就労証明書に係る様式の簡素化については、規制改革の一環として進めているため、国として標準的様式の活用状況を把握するためのフォローアップ調査の実施を考えています。

そのため、各市町村におかれましては、活用状況及び項目を加除修正した場合の理由等、管内の状況を把握していただき、フォローアップ調査実施の際に御協力をお願いします。

(問い合わせ先)

内閣府子ども・子育て本部 長田、櫻井

TEL:03-6257-1465（直通）